

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:45～8:45 昼食 12:00～13:00 夕食 17:15～18:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

（1）サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

＜併設型短期入所：従来型個室・従来型多床室＞

併設型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

（一）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）従来型個室（Ⅱ）多床室

a 要支援 1（Ⅰ）	437 単位	介護保険給付金	¥3,933	自己負担金	¥437
b 要支援 2（Ⅰ）	543 単位	〃	¥4,887	〃	¥543
c 要支援 Ⅰ（Ⅱ）	437 単位	〃	¥3,933	〃	¥437
d 要支援 2（Ⅱ）	543 単位	〃	¥4,887	〃	¥543
介護予防短期入所強化加算（Ⅱ）		¥6			

要介護区分（Ⅰ）従来型個室	要 介 護 １	要 介 護 ２	要 介 護 ３	要 介 護 ４	要 介 護 ５
入居者のサービス利用料金	¥5,840	¥6,520	¥7,220	¥7,900	¥8,560
介護保険から給付される金	¥5,256	¥5,868	¥6,498	¥7,110	¥7,704
サービス利用に係る自己負担金	¥584	¥652	¥722	¥790	¥856
要介護区分（Ⅱ）多床室	要 介 護 １	要 介 護 ２	要 介 護 ３	要 介 護 ４	要 介 護 ５
入居者のサービス利用料金	¥5,840	¥6,520	¥7,220	¥7,900	¥8,560
介護保険から給付される金	¥5,256	¥5,868	¥6,498	¥7,110	¥7,704
サービス利用に係る自己負担金	¥584	¥652	¥722	¥790	¥856
サービス提供体制加算（Ⅰ）		¥12			
看護体制加算（Ⅰ）		¥12			
看護体制加算（Ⅱ）		¥8			
夜勤職員配置加算		¥13			
療養食加算		¥23			
若年性認知症利用者受入加算		¥120			
在宅中重度者受入加入		¥417			
食 事 に 係 る 負 担 額					
被保険第１段階		¥300			
被保険第２段階		¥390			
被保険第３段階		¥650			
被保険第４段階以上		¥1,380			
居住に係る自己負担額					
被保険第１段階・多床室		¥370			
被保険第２段階		¥420			
被保険第３段階		¥820			
被保険第４段階以上		¥1,150（多床室の場合 ¥840）			

※上記サービスに係る自己負担額は負担割合1割の方の金額になります。

☆介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算＝サービス利用総単位数×8.3%（小数点以下四捨五入）×10円
計算結果の1割分が自己負担分になります。

☆長期利用者に対する短期入所者生活介護△30単位/日 ☆送迎加算 184円/日

①日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活費の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

個人の買い物注文等による購入費について、事前に本人又は家族と相談し購入するおむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

②契約終了後居室明渡しまでの使用について

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

①特別な食事・おやつ類（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

○ 利用料金：要した費用の実費

②利用料その他の費用の額

○ 理髪・美容

希望により理容師の出張による理髪サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：１回あたり 3.300 円

③特別な居室の提供

（当施設では差額分の徴収はありません）

ご契約のご希望により個室等４人部屋以外の居室に入居される場合、居室の種類により以下の差額金をお支払いいただきます。

１人部屋 ：１日あたり 円

（本サービスを提供できる介護老人福祉施設は、国や自治体の負担や補助金等を受けないで当該居室を設置したものに限られており、現在の特別養護老人ホームでは、ほとんどの施設が差額徴収することはできません。）

☆ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。又、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２６日に引落しさせていただきます。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- １．預金通帳からの引落とし
- ２．当施設口座への振込み
- ３．受付窓口にて現金支払い

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	南部町医療センター
所在地	三戸郡南部町大字下名久井字白山 87-1
診療科	内科, 外科, 循環器内科, 小児科, 整形外科, 皮膚科, 泌尿器科, アレルギー科, 肛門外科, 眼科, 歯科